

町による合併処理浄化槽事業実施について (浄化槽市町村整備推進事業)

平内町地域整備課 755-2116
下水道管理係

この事業は、国からの補助を受けて町が事業主体となり、下水道区域以外の地域において、トイレのほか台所・風呂・洗濯等の生活排水と一緒に処理する『合併処理浄化槽』の設置工事を行ない、その後の維持管理を町が行うもので、下水道と同じく快適な生活環境が得られます。

- 浄化槽の設置は町で行いますが、住宅から浄化槽、浄化槽から側溝等までの配管工事費は個人の負担になります。
- 対象地区は、土屋・浪打・浦田・稲生・野内畑・盛田・福島・福館・平川・浜子・夜越山・一本松・折戸・狩場沢・陸奥ヶ浦・助白井地区です。
- 農業・漁業集落排水整備済地区の薬師野・松野木・外童子・内童子・山口・小豆沢・中野・板橋・茂浦・東田沢・白砂地区で土地の条件等により、下水道の汚水樹が設置されなかった住宅も対象となります。
- 単独浄化槽（便所のみ）から変更することも可能です。

※ なお、浄化槽を埋設するスペース（約3m×2m）を確保することが必要です。

- ◎ 設置を希望する方は、**当年9月30日**までに氏名・住所・電話番号を役場地域整備課下水道管理係（755-2116）までお知らせ下さい。次年度以降に希望する場合は改めてご案内致します。

事業の内容

●町が負担するもの

- ①浄化槽の設置工事費（浄化槽設置及び浄化槽への流入・放流側それぞれ1m程度の配管）
- ②浄化槽の保守点検（年4回）、清掃（年1回）、法定検査（初回、以後年1回）の各費用

●個人が負担するもの

設置する時

- ①水洗トイレ工事、宅内・宅外の配管工事費（浄化槽から放流先までの工事を含む）
- ②支障物の撤去・移設工事費（該当する場合）
例として、建物、立木、庭石、汲取り便槽、水道管、排水管等
- ③設置工事の支障とならない単独浄化槽の撤去費
- ④ブロワ（送風機）の電源工事費（近くに屋外コンセントがない場合）
- ⑤放流ポンプ費（設置が必要な場合）

設置完了後

- ①浄化槽の使用料、ブロワ等の電気料
- ②使用者の都合による浄化槽の移転・撤去費用及び使用者の原因等による修繕費用
- ③ブロワ等の修繕及び交換費用の2分の1（ただし、使用者の原因の場合は全額個人負担）

●人槽区分(基準:居住人員で人槽を決定。事務所・工場等は対象外です)

人槽区分		本体寸法(メーカーで異なる)	備 考
5人槽	居住人員で 人槽決定	長さ 2.10m, 幅 1.11m, 高さ 1.65m	仕上り寸法 2.10m×1.71m
7人槽		長さ 2.93m, 幅 1.11m, 高さ 1.65m	仕上り寸法 2.93m×1.71m
10人槽	2世帯住宅等	長さ 3.46m, 幅 1.40m, 高さ 1.65m	台所2ヶ所及び風呂2ヶ所

●水洗化資金の融資あっせん

- 1 借入先・・・町指定の町内各金融機関
- 2 貸付限度額・・・60万円まで(単独浄化槽からの切り替えは40万まで)
※単独浄化槽とは、し尿だけを処理する浄化槽です。
- 3 返済期間・・・最長5年(60ヶ月、毎月1万円)
- 4 貸付利息・・・町が負担

●その他

- 1 町は浄化槽とブロー(送風機)の設置工事を行ない、排水設備工事(トイレ工事、宅内から浄化槽まで及び浄化槽から放流先までの配管工事)、電源工事等は各自が工事業者に依頼することになります。
- 2 排水設備工事は、町指定工事店でなければ行うことができません。
- 3 浄化槽は町の所有となり、設置場所は町が土地所有から無償で借用することになります。